

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同企画社会推進課) 一  
○有害図書類の指定 ( ) 一  
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一  
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 ( ) 二  
(二件) ( ) 二  
○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課) 二  
○道路の供用開始 (道路課) 二  
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課) 三  
○土地改良区役員の就任及び退任の届出 (仙台地方振興事務所) 三  
○土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 四  
教育委員会  
○宮城県指定無形民俗文化財の指定 ( ) 四  
宮城海区漁業調整委員会  
○漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催 ( ) 四
- 宮城県告示第四百三十三号  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

## 告 示

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎ住改センター

一 代表者の氏名 花輪 正

二 主たる事務所の所在地 名取市大手町五丁目六番一号

三 定款に記載された目的

この法人は、建築に関する豊富な専門知識と優れた技術を有する技術者と市民及び、医療・介護等の専門家が協力し、高齢者及び身体の不自由な人々に対する、暮らしやすい住環境の改善に必要な相談、技術提供等に関する事業を行うとともに、まちづくりの推進及び地域活性化を目指す市民及び団体と連携し、まちづくり、地域おこし等の事業を行う事を通して、高齢化社会においても、共生と個性の尊重を理念とした、希望あふれるバリアフリー社会の実現に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年四月十六日

○宮城県告示第四百三十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	CHUUPSPECIAL DVD 5月号 16151・5	(株)フニマガジン社
二	雑誌	チャンピオンREDDいちこ VOL. 13 16128・5	(株)秋田書店
三	雑誌	東北Plesen 4月号 80149・03	(株)NJC

## 二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第四百三十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二二〇〇一七	すけつとホーム 登米市石越町南郷字 小谷地前一番一号	共同生活介護	医療法人財団 姉齒松風会	平成二十一年 四月一日

〇宮城県告示第四百二十六号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	廃止年月日
〇四一〇六〇〇二〇九	J Aみやぎ仙南介護支援センター 白石市大川町一番六号	みやぎ仙南農業協同組合	平成二十一年 三月三十一日
〇四一〇八〇〇〇八〇	J Aみやぎ仙南第二介護支援センター 角田市角田字町三十番地	みやぎ仙南農業協同組合	平成二十一年 三月三十一日
〇四二二二〇〇二四八	J Aみやぎ仙南第三介護支援センター 柴田郡柴田町西船迫一丁目 十番三号	みやぎ仙南農業協同組合	平成二十一年 三月三十一日

〇宮城県告示第四百三十七号

障害者自立支援法平成十七年法律第百二十三号（第四十六条第一項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止した指定障害福祉サービス	設置者名	廃止年月日
〇四二二〇〇〇五八	知的障害者授産施設 若葉園 登米市東和町米川字 西綱木二十三、十六	短期入所	社会福祉法人 恵泉会	平成二十一年 三月三十一日

〇宮城県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営大曲地区土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業）計画を定めたので、同法第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同法第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十一年四月二十八日から平成二十一年五月二十九日まで
- 三 縦覧場所  
東松島市役所及び東松島市鳴瀬総合支所

〇宮城県告示第四百三十九号  
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十一年四月二十八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路の	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

県 道	丸森霊山線	伊具郡丸森町字不動六四番一地从先から同郡同町字不動六五番一三地从先まで	平成二十一年四月二十八日
-----	-------	-------------------------------------	--------------

○宮城県告示第四百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉二丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

加美郡色麻町四釜字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十一年三月三十一日次のとおり委託した。

平成二十一年四月二十八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社

加美郡色麻町四釜字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙台東土地改良区役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年四月二十八日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 齋 藤 俊 夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年四月一日	佐藤 稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百二十八番地	理事
平成二十一年四月一日	二瓶 幸次	仙台市若林区荒浜字中丁七番地	理事
平成二十一年四月一日	相澤 宏信	仙台市若林区種次字中野十七番地	理事
平成二十一年四月一日	木村 浩市	仙台市若林区荒井字宅地十番地	理事
平成二十一年四月一日	芳賀 健一	仙台市若林区大和町一丁目五番三号	理事
平成二十一年四月一日	渡辺 権哉	仙台市若林区二木字山王二十一番地	理事
平成二十一年四月一日	瀬戸 剛	仙台市宮城野区岡田字浜通三十八番地の一	理事
平成二十一年四月一日	相原 勝太郎	仙台市宮城野区蒲生字原屋敷十一番地の二	理事
平成二十一年四月一日	遠藤 忠	仙台市宮城野区岡田字寺袋浦十番地	理事
平成二十一年四月一日	今野 靖夫	仙台市若林区荒井字矢取十三番地	理事
平成二十一年四月一日	小島 一美	仙台市若林区飯田字屋敷五十番地	理事
平成二十一年四月一日	齋 久義	仙台市若林区藤塚字屋敷三十二番地	理事
平成二十一年四月一日	熊坂 利美	仙台市若林区荒井字四ツ谷東十四番地	理事
平成二十一年四月一日	山田 一雄	仙台市若林区沖野二丁目十一番十五号	監事
平成二十一年四月一日	色川 善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	監事
平成二十一年四月一日	伊藤 憲一	仙台市若林区荒井字札屋敷五十五番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名

平成二十一年三月三十一日	沼田英夫	仙台市若林区遠見塚二丁目十一番十五号	監事
平成二十一年三月三十一日	色川善勝	仙台市宮城野区福田町四丁目一番十六号	監事
平成二十一年三月三十一日	山田一雄	仙台市若林区沖野二丁目十一番十五号	監事
平成二十一年三月三十一日	吉田源志	仙台市宮城野区蒲生字原屋敷五十二番地	理事
平成二十一年三月三十一日	太田長市	仙台市若林区上飯田二丁目八番十三号	理事
平成二十一年三月三十一日	佐藤美津夫	仙台市宮城野区岡田字前田十三番地	理事
平成二十一年三月三十一日	笠松潤	仙台市若林区荒井字笹屋敷百八十四番地の一	理事
平成二十一年三月三十一日	伊藤敬一郎	仙台市若林区荒井字中在家二十八番地	理事
平成二十一年三月三十一日	菊地源蔵	仙台市宮城野区岡田字浜通四十三番地	理事
平成二十一年三月三十一日	阿部啓太郎	仙台市若林区六丁の目南町三番二十五号	理事
平成二十一年三月三十一日	大友覺	仙台市若林区種次字竹野花七十二番地	理事
平成二十一年三月三十一日	庄子喜助	仙台市若林区長喜城字御蔵堀十六番地	理事
平成二十一年三月三十一日	齋久義	仙台市若林区藤塚字屋敷三十二番地	理事
平成二十一年三月三十一日	小島一美	仙台市若林区飯田字屋敷五十番地	理事
平成二十一年三月三十一日	二瓶幸次	仙台市若林区荒浜字中丁七番地	理事
平成二十一年三月三十一日	佐藤稔	仙台市若林区三本塚字中谷地二百一十八番地	理事

○宮城県告示第四百四十三号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十一年四月二十一日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十一年四月二十八日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 東野真人

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十八号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第二十二条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を県指定無形民俗文化財に指定する。

平成二十一年四月二十八日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔 一

種 別	名 称	所 在 地	保存団体
無形民俗文化財	とよま秋まつりの山車行事	登米市登米町寺池目子待井三八一番地一	登米秋まつり協賛会
無形民俗文化財	寺崎のはねこ踊	石巻市桃生町寺崎字町四三	寺崎のはねこ踊り保存会

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十一年四月二十八日

宮城海区漁業調整委員会

会長 畠山喜勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十一年五月二十二日 午前十一時から 正午まで	塩竈市新浜町一丁目九番一号 宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部会議室	宮城県漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こつとする案件

漁業法第十一条第四項の規定による区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について